

先進パワー半導体分科会研究奨励賞規程

- (第1条) 本賞は、「応用物理学会 先進パワー半導体分科会 研究奨励賞」と称する。
- (第2条) 本分科会が主催する講演会において優れた研究成果を積極的にアピールした若手研究者を表彰することにより、本分科会の活動の活性化とともに若手研究者の育成を図ることを目的とする。
- (第3条) 分科会講演会の一般応募講演の発表者(口頭発表、ポスター発表の筆頭発表者)の中から選考する。
- (第4条) 発表年月日以降の4月1日時点で満33才以下であり、過去に本研究奨励賞あるいは応用物理学会講演奨励賞を受賞していない者を対象とする。
- (第5条) 年1回の講演会毎に、応募者数の10%を最大として選考する。
- (第6条) 講演発表募集時に研究奨励賞を告知し、講演発表応募者は、応募時に受賞資格の有無を明示する。
- (第7条) あらかじめ数名の選考委員を選任しておき、各選考委員は講演会期間中に、受賞候補者を選考する。講演会期間中の分科会幹事会において、各選考委員の選考結果をもとに、受賞者を決定する。
- (第8条) 講演会中に分科会幹事長名で受賞者を表彰する。
- (第9条) 表彰状、及び副賞として記念品を贈呈する。
- (第10条) 表彰後、選考結果は分科会ホームページに掲載し、また、応用物理学会理事会へ報告する。
- (第11条) 受賞者の受賞資格不備が後日判明した場合は、受賞決定を取り消す。
- (第12条) 本規程は総務担当理事の承認を得て改正することができる。

附則

本規程は2014年1月1日より施行する。

2016年4月25日 第4条、第8条改正 総務担当理事承認

2017年10月5日 改正 総務担当理事承認